

P T A 等共済だより

2013年第8号
2013/9/30発行
(不定期発行)

文部科学省生涯学習政策局
社会教育課P T A等共済室
直通電話： 03-6734-2971
メール： pykyosai@mext.go.jp

■ 共済事務に係る事務の外部委託

P T A 等共済法施行規則第19条（委託業務の的確な遂行を確保するための措置）において、「共済団体は、その業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、各号に掲げる措置を講じなければならない。」とされています。どのような対応が求められるのか確認していきましょう。

必要な措置とは、大きく分けて「委託先選定基準」と「委託先管理基準」になります。共済団体（委託者）は、業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる者に委託する必要があると想定している法人等が、それに足りるか否かを判断する基準が必要になります。また、共済団体（委託者）は、業務委託後の義務として、業務を受託した者における業務の実施状況を定期的又は必要に応じて確認すること等が必要になります。不備があれば改善させる等適切な監督を行う必要があります。なお、契約書を取り交わす等、権利義務関係を明確にしておく事が必要かと思えます。



(注) ウニではありません。栗です。(jij)/

■ 内部規程の策定 ～サンプル規程集のご案内～

監督指針や検査マニュアルにおいて、様々な方針や規程等の作成が求められています。これは、共済事業の適正な運営、被共済者保護、財務の健全性確保等の観点から求められるものです。

法人の運営形態、事業規模、事務局体制はそれぞれ違いがあり、一律にこれらすべての作成を義務付けるのは、適当ではありません。しかしながら、昨今の公益法人や任意団体をめぐる不祥事報道を見る限り、多額の金銭を取り扱う共済事業においては、ある程度の準備は必要なものと考えています。

この度、全国規模の団体としては、はじめてP T A 等共済の認可を受け、平成24年4月から事業を実施している公益社団法人全国子ども会連合会の協力をいただき、P T A 等共済事業を実施する法人向けのサンプル規程集を作成いたしました。社団法人全国子ども会連合会（当時）では、P T A 等共済の認可を受けた後、事業を開始するまでの間に、公益認定申請を前提とした既存の規程の見直しや不足する規程の新規策定を行いました。これを参考に他の法人でも活用できるようにご用意しました。各法人の規模等によって必要な規程は異なりますので、それぞれの実情に応じて必要な規程を選択し各法人用にカスタマイズしていただければと考えています。

《サンプル規程集の内容》 必要な法人は共済室までご一報ください。
共済事業の運営方針、個人情報保護に関する基本方針、個人情報保護規程、
コンプライアンスの基本方針、コンプライアンス規程、苦情対応マニュアル、
不祥事対応マニュアル、リスク管理の基本方針、リスク管理規程、内部監査の基本方針、
内部監査規程、監事監査規程、情報公開規程、倫理規程、経理規程、公印取扱規程

■ 安全普及啓発活動等の事例を募集 各法人の取り組みをご紹介ください。本共済だよりでご紹介させていただきます。(様式自由)

■ FAQ Q1：監督指針や検査マニュアルにある「リスク管理」とは、どのようなものでしょうか。具板的にどのような事をすればよいのか、ピンときません。

A1：「リスク」とは、共済団体はその事業の運営に伴い損害を被る可能性や損失のことです。例えば、個人情報漏えいした場合、法人が被る直接的な損害（金銭）としては、「1人あたりの損害賠償額×漏えいした人数」となりますが、法人自体の信用失墜にもつながり、加入者の流出という事態も想定されます。個人情報の取扱いルールを決めたり、内部研修を実施するなどの対策が考えられます。こういったところにリスクが潜んでいるか、顕在化した場合の損害や影響の程度を考え、未然に防止策を考えるのがリスク管理になります。まずは、「洗い出し」からです。

Q2：コンプライアンス意識を役職員に定着させるために有効な方法があれば教えてください。

A1：コンプライアンスは、法令等を守ることです。法令等には、P T A 等共済法やそれに関連する法律、共済規程等があります。法令等を理解するには、時間がかかる難儀な作業になりますが、少しずつでも理解を深めていくことが大切です。特に共済規程は、法人自らが策定し、教育委員会に認可されたものです。契約の方法や共済金の支払等に関するルールが規定されていますので、まずはこれを十分に理解することが必要です。コンプライアンスには、意識の向上と維持が必要です。一定程度の意識を維持できるように、定期的（年・四半期・月毎等）にセルフチェックをする等の対応が有効です。共済室では、セルフチェックシートのサンプルを用意しています。活用したい場合は、ご一報ください。

■ おしらせ

・今年度も「共済事業の実施状況に関する調査」を行います。10月中旬に各都道府県教育委員会宛に依頼を行う予定です。お忙しいなか大変申し訳ありませんが、各法人の実施状況を把握する大切な調査ですので、ご協力をお願いいたします。
・理事会、団体内研修・勉強会への講師派遣も行っております。内容についてもオーダーメイドで参加される方に合わせたもので対応しております。認可済の団体だけではなく、これから検討する団体からの対応も行っております。特にこれからご検討の場合は、P T A 等共済法のしくみを理解し、しっかりと制度設計を行っていくことが必要です。予定がある場合は、お早めにご相談ください。

共済事業認可をご検討中、あるいは認可を受けてこれから本格的な業務を開始する団体の皆さま、教育委員会のご担当者様、ご相談がありましたら、お気軽にP T A 等共済室までご連絡ください。一緒に解決していきましょう！

■ 共済団体のご紹介★ 平成24年4月1日から事業を開始した先輩団体から

一般社団法人 岩手県PTA連合会（共済事業の認可日：平成 24年 1月 23日）

平成24年4月1日から県P連の事務局スタッフ5名で事業開始し、1年半を経過しました。

数年来の共済事業への移行に関わる研修会や情報のご提供など認可申請段階から現在に至るまで、文部科学省PTA等共済室の吉谷様はじめ県教委の担当課より丁寧な指導やアドバイスを頂いております。

当会には長年のPTA活動で培われてきた会員との信頼関係と「PTA安全互助会」「見舞金給付事業」時代からの信用という礎に加え、実務ノウハウの蓄積はありましたが、「PTA共済法に基づく事業」という意識をもって会員への周知も図り、事務局の各担当とも日々、気持ちを新たに取組んでいます。

平成25年4月1日には県P連も一般社団法人に移行しました。改めて業務全般でのコンプライアンスを実効的なものとするよう、また、会員や学校担当者との電話対応や言葉遣い一つ一つから誠実に、かつ親身になったコミュニケーションを大切にした運営に努めています。（事務局長 小森資司）



岩手県PTA連合会事務局の皆さん

★ 平成25年4月1日からスタートした仲間から

財団法人 横浜市安全教育振興会（共済事業の認可日：平成24年7月3日）

当会は、横浜市内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の幼児児童生徒の健康安全を願って、メイン事業である学校管理下外の事故に対する見舞金等の給付事業（本年度から共済事業としてスタート）をはじめ、4事業を行っております。

共済事業の認可にあたっては、平成23年度より「検討委員会」を中心に作業を進めました。その間、当財団の所管である神奈川県教育委員会行政課の担当の方には、申請のイロハから共済規定の一語一句にいたるまで何度もご助言・ご指導をいただきました。この共済事業認可申請と並行して、財団移行の認定申請の準備も進めてきました。と申しますのは、「共済事業は、公益目的事業ではない。」ということで公益財団移行はあきらめていたのですが、「平成23年1月14日」の文科省からの連絡文書が出されてから、担当課と相談し、あらためて公益移行を目指したからです。

そして、平成24年6月に共済事業の認可申請を行い、7月3日に認可をいただきました。共済事業の認可を得ていると公益認定に有利であろうということで、公益認定申請は9月に行いました。ところが、神奈川県公益認定等審議会からは「共済事業はあくまでも共益事業であり、公益目的事業ではない。」という理由で不認定相当と判断されました。現在、公益認定等申請は一旦取下げ、一般財団移行の認可申請中です。当面、一般財団に移行し、再度、公益認定をめざす所存です。皆様のご指導・ご支援をお願いいたします。（事務局長 小島 勝）



横浜市安全教育振興会事務局の皆さん

新潟県PTA安全互助会 研修会の様子



PTA等共済室の動き

□ 9月9日、内閣官房TPP政府対策本部主催の業者団体向け説明会に、全国高等学校安全互助会連絡協議会早野通哲氏と参加いたしました。ブルネイでの第19回交渉会合について説明を受けました。「金融サービス」に関する個別具体的な交渉経過についての話はありませんでした。

□ 9月14日新潟県PTA安全互助会のPTA等共済法研修会へ参加しました。「PTA等共済法に基づく共済事業及び内部管理体制」というテーマで、「新潟方式」の共済制度他、約2時間の講義を行いました。

□ 9月17～20日公益社団法人全国子ども会連合会の立入検査実施。今年4月で認可後2年目を迎えました。平成24年度業務報告書に基づき、立入検査を実施しました。

■ 監督指針・検査マニュアル～ポイント解説 ～今回のテーマは、「業務の適切性②」～（監督指針P17～24）

◆利用者保護を図るための留意点…共済団体は共済募集に当たって利用者の保護を図るため、事務処理が公平に行われているか、共済契約の締結等に当たっては、契約内容等について適切かつ十分な説明を行っているか、利用者情報は法的に許される場合及び利用者自身の同意がある場合を除き、第三者に開示していないか等に留意する必要があります。

◆共済契約の締結及び共済事業の運営に関する措置等…公正な共済契約の締結又は代理媒介を行う能力の向上を図るための教育や研修等を行う取り組みが必要です。また、共済契約者や被共済者に対しても契約内容のうち重要な事項を記載したチラシやパンフレットの配布したりや説明するなどの措置が必要になります。保険や共済用語は一般にはわかりにくい言葉も多いものですが、一般の人でも理解しやすいように、また誤解や混同を招かないようにチラシやパンフレットを作成する等の工夫も必要です。健全かつ適切な共済事業の運営を確保するための措置に関する内部規則等を定めることも必要です。

◆共済金等支払管理態勢…共済金等の支払は、共済団体の基本的かつ最も重要な機能であることから、共済金等支払事務が適時適切に実施できるための支払管理態勢を構築しておくことが重要です。共済金等の支払に限ったことではありませんが、特定の職員への過度の権限の集中又は広範な裁量権の付与等は不正の温床になることもあります。法人の実情に合わせて、お互いにチェックし合える体制整備が必要です。内部監査等を適切に活用し、支払に係る苦情情報などを含めた共済金等の支払や不払の状況について定期的に調査や報告を行い、業務の改善につなげていくことが必要です。共済金等の支払漏れや合理的な理由がなく、支払が遅延することがないように適切な進捗管理に努めることも必要です。

上記を体制的に確立するために、規程・マニュアル・帳票類等を整備したり、適切な人員を配置することも重要です。



■ 編集後記 先日『なぜ少数派に政治が動かされるのか』という本を読みました。サイレントマジョリティ（物言わぬ多数派）とノイズ・マイノリティ（声高な少数派）、政治は声高な少数派に振られているという内容でした。少数派に動かされるとは、民意に反しているのではないかと疑問は消えず、このタイトルに魅かれ、読みたいと買った自分の欲求は満たされませんでした。PTA等共済も少数の事務局で運営され、多くの児童生徒等や保護者等を支えています。これからも少数精鋭、少数派として皆で頑張りましょう。声高なご意見ご要望、ご相談もお待ちしております。（PTA等共済室 吉谷）